- Q 1 資本関係にある者同士の同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。
- A1 親会社と子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一者と同等にみなすことができます。また、子会社同士であっても、親会社を含めて全体で一者と同等にみなすことができます。これらの会社間では当然十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札への参加を制限するものです。

## Q2 「経営を支配」とはどういうことなのですか。

A2 会社法施行規則の規定では次のとおりとなっています。

## 「経営を支配」とは

- 1 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の 計算で所有(※1)
- 2 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次の(1)~(5) のいずれかに該当
- (1) 自己所有等議決権数の割合(※2)が50%超
- (2) 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人(※3)
- (3) 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
- (4) 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。) (※4)の割合が50%超
- (5) その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- 3 自己所有等議決権数の割合が50%超(自己の計算分がゼロ の場合を含む。)
- ※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しない と認められるものを除く。以下同じ。
- ※2 自己所有等議決権数の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
- ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合 は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
- ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う 融資額を含む。

(会社法施行規則第3条の2)

- Q3 人的関係にある者同士について同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。
- A3 同一人物が二者の経営権等に関与していることから、二者が入 札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場 にあるためです。
- Q4 役員の定義はどうなっているのか。
- A4 次のとおりです。
  - 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。
    - (1) 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (2) 指名委員会等設置会社における取締役
  - (3) 社外取締役
  - (4) 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこと
  - 2 指名委員会等設置会社の執行役
  - 3 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - 4 組合の理事
  - 5 その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者 に準ずる者
- Q5 代表権を有しない役員を兼任している場合も制限する理由は何ですか。
- A 5 代表権の有無によらず、役員を兼ねている場合は、役員を兼ねている二者の入札価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。
- Q6 役員は同一人物ではないが、役員同士の関係が親子関係、兄弟 関係、婚姻関係にある場合も、人的関係に該当しますか。
- A 6 同一人物が兼ねている場合のみ基準に該当し、役員同士が親子 関係、兄弟関係、婚姻関係にあるだけでは基準には該当しませ ん。

- Q7 法人としては別会社になっているが、所在地や電話番号が同じ場合、基準に該当しますか。
- A 7 所在地や電話番号が同じであるだけでは、基準には該当しません。
- Q8 情報の提出後、新たに資本関係又は人的関係が生じた場合、ど のようにすればよいですか。
- A8 速やかに新たな情報を電子申請システムにより提出してください。
- Q9 自社と資本関係又は人的関係にある別の会社も同一の入札案件 に参加しようとしていることが分かった場合、どのようにすれば よいですか。
- A 9 入札に参加する者を一者に限定し、他の者が開札前までに辞退届を提出すれば、その一者の行った入札は有効とします。なお、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることについては、特に問題はありません。
- Q10 共同企業体(JV)での取扱いはどうなりますか。
- A10 代表者かどうかにかかわらず、共同企業体の構成員が基準に該当すれば、基準に該当する共同企業体は同一入札に参加することはできません。

